令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第１回 定例会（第１号）

招集年月日	令和３年　３月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　３月　１日　　午前　９時３０分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
	散 会	令和３年　３月　１日　　午後　１時１９分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（１１）	佐　竹　一　夫	○	6	藤　原　修　治	○
	副議長（５）	福島教次郎	○	7	岩　根　和　博	○
	1	日　髙　　学	○	8	山　本　幹　雄	○
	2	中　原　保　彦	○	9	安　田　勝　司	○
	3	波多野康博	○	１０	籏　根　正　一	○
	4	原　克　美	○	１２	西　嶋　二　郎	○

会議録署名議員	８番	山本幹雄	９番	安田勝司
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	永妻孝司
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	添谷正夫
	美郷くらし推進課長	旭林修範	大和事務所長	大畠修二
	会計課長	井上陽生	教育課長	漆谷千鳥
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井原武徳 議会事務局員　大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第１回定例会議事日程

（第　１　号）

令和３年３月１日（月）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	令和３年度 町長施政方針
5	議案の上程、説明 【条例案】 議案第　５号　美郷町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　６号　美郷町サテライトオフィス条例の制定について 議案第　７号　美郷町地域振興基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　８号　美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第　９号　美郷町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１０号　美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１１号　美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 議案第１２号　美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１３号　美郷町借上型町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第１４号　美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について

【予算案】

議案第１５号　令和３年度美郷町一般会計予算

議案第１６号　令和３年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第１７号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計予算

議案第１８号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計予算

議案第１９号　令和３年度君谷診療所特別会計予算

議案第２０号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計予算

議案第２１号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算

議案第２２号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算

【一般事件案】

議案第２３号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２４号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２５号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２６号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２７号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２８号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第２９号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第３０号　公の施設の指定管理者の指定について

議案第３１号　美郷町第２次長期総合計画の基本構想及び基本計画について

議案第３２号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第３３号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

（開　会　午前　９時　３０分）

●佐竹議長

おはようございます。

全議員出席であります。

ただ今から令和３年美郷議会第１回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定より８番・山本議員、９番・安田議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日１日から１６日までの１６日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●佐竹議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から１６日までの１６日間とすることに決しました。

日程第３、行政報告を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆様おはようございます。

議長のご許可をいただきましたので、２点ご報告を申し上げます。

１点目は美郷バレーの取り組みについて、２つ申し上げます。１つ目は麻布大学フィールドワークセンター開設式についてです。創立１３１年の歴史を持つ麻布大学が、初のサテライト教育研究拠点麻布大学フィールドワークセンターを４月１日美郷町に開設されます。場所は、ゴールデンユートピアおおちの旧創作館です。この開設に先立ち、３月２４日美郷町と麻布大学の共同主催で、麻布大学フィールドワークセンター開設式を実施する予定です。開設式には、麻布大学の浅利昌男学長が出席され、来賓に島根県丸山達也知事がご出席される予定です。この進出を町民あげて歓迎をし、ムードを盛り上げるために邑智中学校吹奏楽部による麻布大学校歌の演奏や、保育園児等による旗振り出迎えも予定しています。さらに町民の皆様に麻布大学や美郷町で行われる活動を知ってもらい、身近に感じていただくため、一般向けの浅利学長の記念講演も計画をしています。大学の教育研究活動とまちづくりの連携、先生や学生の皆さんと地域との交流を通じて地域活性化につなげていきたい

と思います。議員の皆様におかれましては、開設式のご案内を申し上げますので、ぜひご出席をいただきますようお願いを申し上げます。２つ目は、タイガー株式会社の美郷町への営業所開設についてです。美郷バレーの参画企業である大阪府吹田市に本社のある鳥獣害防止機器メーカーのタイガー株式会社が、４月に粕渕のいきいき住民活動支援センター内に、営業所を開設をされます。昨年７月２２日に美郷町進出について合意文書を交わし、これまで開設に向けて準備を進めてこられました。営業所の名称は、美郷バレータイガー株式会社中国営業所で、美郷バレーで、初の企業進出となります。この開設により、定住や雇用創出が見込まれ、さらにおおち山くじら研究所との連携や麻布大学の学生とのマッチングを通じた関係人口の拡大も期待はできます。引き続き美郷バレーの取り組みによる地域活性化や関係人口の拡大に取り組んでまいりたいと思います。

２点目の工事発注状況につきましては、１１月から２月までの工事状況をタブレットに配信していますのでご覧いただければと思います。以上で行政報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第４、令和３年度町長施政方針を議題といたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは第１回定例会の開会にあたり、令和３年度の町政運営の基本的な方針を申し上げ、議員の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。私は、平成３０年１１月の就任以来、信念を持ち首尾一貫した方針の下調整にあたってまいりました。目指したい町のあり方として「活気あふれる明るい町」と「町外と活発な交流のある町」の２つのビジョンを掲げて、ここまで取り組んでまいりました。実質的な就任１年目だった令和元年度は、「礎の年」と位置づけ、将来の種を蒔き基礎を固めるために美郷バレー、空の駅、ワイナリーリゾートタウンなどさまざまな構想の検討、準備を行ってまいりました。令和２年度は「始まりの年」と位置づけ、検討、準備を重ねてきたことが具体的に動き出し、着実に一段前に進めていくために３つの分野、「町民の暮らしの充実」、「オール美郷で人手確保」、「関係人口、交流人口、定住人口の拡大」を重点取り組み分野と位置づけ推進をしてまいりました。また、昨年は、新型コロナウイルス感染症という未曾有の事態が発生し、急遽その対応を最優先事項と位置づけ取り組んでまいりました。感染予防対策を初めとして、雇用者支援、事業者支援、また町民の健康や生活を支援する施策をきめ細かく展開をしてまいりました。そして、町民をコロナ差別から守り、地域一丸となり、人権侵害防止に取り組むために、「新型コロナウイルス感染症差別、偏見等防止条例」をいち早く制定するなど、総合的な対策をとってまいりました。課題は山積みであり、いずれも一朝一夕で大きく改善できるものではありませんが、この２年間、町民の皆さんの日々の生活のための施策を最優先としながら、これに止まらず、２つのビジョンの実現のため、戦略的に中長期的視野を持って全力で取り組んで

まいりました。令和３年度におきましては、次の２つに重点を置いて取り組んでまいりたいと思います。第１は、「新型コロナウイルス感染症」への対応です。この冬の第３波の感染拡大や、再度の緊急事態宣言発令もあり、現在も決して気を緩める状況にはありません。引き続き、あらゆる面から新型コロナ感染症への対応を最優先に感染状況や町民ニーズ、課題等に応じて機動的かつ迅速に必要な対応をとってまいりたいと思います。第２は、「軌道に乗せる年」としての取り組みです。新型コロナ対応に取り組む一方で、将来につながる様々な取り組みを、アクターはコロナの時代も見据えて準備を進めてまいりました。新型コロナウイルスの影響で遅れが出ている施策もありますが、概ねここまで順調に来ているのではないかと思います。今年は、これらが形となって表れる年です。令和３年度は「軌道に乗せる年」と位置づけて、着実に足場を固めていく１年にしたいと思います。アフターコロナの時代には、世の中の価値観や行動様式が大きく変わることが予想されています。戦後長い間、大規模、集中効率的である大都市にヒト・モノ・カネ・情報が集まり、大都市を中心に世の中が回り、その対極にある中山間過疎地域は疲弊の一途を辿ってまいりました。しかし、新型コロナによって、大都市の過密のデメリットが顕在化し、これまでの価値観や行動様式が大きく転換しその対極にある地方に目が向けられようとしています。見方を変えれば、これまで人口減少や過疎に苦しんできた典型的な中山間過疎地域である美郷町にとっては、大きな潮目、チャンスが到来します。感染拡大防止など、足元の課題に最優先で対応していくのはもちろんですが、アクターコロナ時代における町民の暮らしの充実や、地域の課題解決につながる事業など新しい時代に合致しった取り組みを進めていく考えです。２つの重点ポイントを踏まえて、令和３年度の具体的な取り組みとしては、「１健康で安心な町民の暮らしの実現」、「２美郷町の強みや新技術を活かした取り組みの進展」、「３活動人口、交流人口、定住人口の拡大」の３つを重点分野として位置づけたいと思います。１つ目の「健康で安心な町民の暮らしの実現」では、新型コロナ対策と健康長寿の延伸対策を中心に取り組んでいきたいと思います。新型コロナ対策では、まずはワクチン接種のスムーズな実施に向けた準備を最優先で進めてまいります。開始時期は、国の体制により変動いたしますが、４月以降の開始を予定し、接種場所は、接種直後の観察体制を確保するために、町内医療機関を予定しています。接種希望者取りまとめや接種計画づくりなど、町内の医療機関や福祉施設と協議をしながら、スムーズなワクチン接種の開始に向けて進めてまいります。また、外出控えが続く中で、自宅でできる健康づくりのため、新ＩＰ映像端末を活用した介護予防や認知症予防アプリの配信の検討を行います。そして新型コロナによる不安をお持ちの方、生活困窮に陥られる方に対しては、総合相談窓口体制をとり、関係機関と連携して対応をしてまいります。差別、偏見問題につきましては、新型コロナウイルス感染症差別偏見等防止条例に基づき、啓発や相談対応など関係機関とも連携し、町民への被害防止のために取り組んでまいります。健康長寿の延伸に向けては、アプリによる手軽な健康づくりや、ピロリ菌検査の受診強化などに取り組んでまいります。美郷町は１００歳以上の人口割合が、全国一の島根県にあって、県内１９市町村の中で、昨年は僅差の２位でしたが、毎年のように１位を続

けている「長寿県長寿町」です。町民の皆さんが健康で長生きをしていただくために、壮年期からの健康づくり対策を強化してまいります。エーザイ製薬株式会社と共同して、健康状態チェックや脳の健康度チェックが手軽にできるアプリを活用し、ご自身で日頃から健康づくりを実践、習慣化していただけるような取り組みを進めていきます。また、麻布大学とは、長寿につながるメカニズムの解明のため、町民の生活の共同調査実施に向けた検討を行う予定であり、島根県立大学とは、おおち山くじらカレーに続いて、山くじら肉を使った健康志向の新しい商品開発を行う予定にしております。そして、美郷町では男性の胃がんの死亡率が高い状況にあります。胃がんに関係するピロリ検査の受診強化に事業所とも協力して取り組んでまいります。さらに福祉施設と連携して、高齢者、障がい者の方を対象とする新たな健康教室を実施し、介護予防、生きがい対策を強化してまいります。２つ目の「美郷町の強みや新技術を生かした取り組みの進展」について申し上げます。最初に美郷町の勝ち残りに向けた最重要戦略である美郷バレーについて申し上げます。これまで１１の同じ理念を共有する企業、団体等と協定を締結し、密接に連携をし、着実に成果を上げてきております。昨年はテザック株式会社により電柵部材が美郷バレー初の開発商品として実用化販売され、また日本を代表する企業の１つである古河電気工業株式会社との連携協定締結により、ＡＩやドローンを初めとした最先端の技術を活用したこれまでにない取り組みが可能となるなど、今後の発展に向けて大きく前進しました。本年４月にはタイガー株式会社が中国エリアで初めての拠点となる中国営業所を美郷町内に開設をされる予定で、美郷バレー初の企業進出として、雇用や来町者の増加が見込まれます。また、株式会社でテザックとは、試験、開発を進めてきた新製品の実用化に向けた検討が進展する見込みです。そして美郷バレーを牽引する両輪である「おおち山くじら研究所」と「麻布大学フィールドワークセンター」が稼働します。専門的な指導、助言を行う役場内部組織として成長しましたおおち山くじら研究所は、美郷バレー参画団体相互の連携強化、地域との連携強化を担います。４月１日には、「麻布大学フィールドワークセンター」が開設をされ、島根県初の私立大学の進出が実現します。専任教授兼センター長が常駐をされて、一部学生や研究者が滞在をして、教育研究活動が行われます。そして、２０２３年には、フィールドワークセンターを使った科目が一般学生のカリキュラムに本格的に組み込まれ、大勢の学生が入れ替わり滞在をされる予定となっています。振り返りますと、２００９年に邑智高校が閉校したのをきっかけに、町の活気が一気に失われていったと感じます。しかし、麻布大学の進出をきっかけに「高校はないけど、大学のあるまち」として町の活性化に結びつけていきたいと思います。３月２４日には、麻布大学浅利昌男学長が来町され、島根県丸山達也知事を来賓に迎えて、開設式を予定しています。町をあげて麻布大学の学生や先生方を歓迎し、教育、研究活動と町づくりをつなげてともに活性化に取り組んでいきたいと思います。バリ島マス村との交流発展について申し上げます。バリ島との交流につきましては、情報発信を強化したことで、町外にも認知されつつあり、経済交流民間交流、文化交流の３つの柱の交流を本格的に進めていきます。経済交流では、新型コロナの影響により、来町が伸びておりますが、入国制限が

解除されれば、バリ島からの技能実習生が来町される予定です。技能実習生は、建設分野２人、農業分野２人、介護分野２人、観光分野２人の合計８人の予定で受け入れ事業者も期待して、来町を待ちわびていらっしゃいます。合わせてインドネシア人の国際交流員を配置する予定であり、技能実習生の生活面や住民地域との交流面のサポート、バリ島との交流発展をスムーズに推進をしていきたいと思います。民間交流では、中学生同士の交流を中心に進めて参ります。昨年度は、世界的なコロナ禍で中止となりましたが、以前に大和中学校で実施したテレビ電話での中学生同士の交流を、邑智中学校と大和中学校の両中学校で実施できるよう進めてまいりたいと思います。文化交流では、バリ芸能がご専門の静岡文化芸術大学文化政策学部長、梅田英春教授から、バリの伝統楽器のガムラン楽器セットを寄託いただく運びとなりました。新年度は、ガムラン演奏会の開催も計画をしています。今後、梅田教授には、美郷町の「バリ文化アドバイザー」にご就任をいただき、ガムラン演奏会はもちろんバリ文化の全国発信のために、幅広くご指導をいただきたいと考えています。そしてマス村との文化交流の深化と、国内におけるバリ文化の発信地を目指した第一歩を踏み出していきたいと思います。次に、ＩＣＴ未来技術活用の推進について申し上げます。「情報未来技術戦略課」を４月１日付けで新設をし、また、外部専門人材を招聘することで、業務特化、専門化を図り、ＩＣＴ・未来技術を活用した課題解決に取り組んでいきたいと思います。美郷町のドローンやＡＩ、ＩＯＴを使った地域の課題解決の取り組みの提案が、昨年７月に内閣府の「未来技術社会実装事業」に選定され、また１２月には、ＮＴＴ西日本と「ＩＣＴを活用した地域活性化に関する連携協定」を締結するなど、これまで情報技術、未来技術活用のための環境整備を進めてまいりました。国においてはデジタル庁創設をはじめ、行政のデジタル化の取り組みが急ピッチで進められ、民間においては様々な分野で、ＤＸデジタルトランスフォーメーションの取り組みが加速してきています。また、ドローンなど新技術も実用化に向けた技術レベルが成熟化しつつあります。一方、美郷町は４７％を超える高齢化率や三江線廃止等の影響により、高齢者の移動に伴う不便さが増しており、また、町内に中核病院やホームセンター、ドラッグストアなど生活用品小売店がないことから、町外まで出掛けていかなければならない生活を強いられています。また江の川増水時には、孤立地域が発生するなど、緊急物資の搬送に常に備えておかなければならない宿命にあります。こうした深刻な課題を踏まえ、町独自施策として、ＩＰ映像端末を活用した遠隔診療や買い物支援サービスの提供、ドローンの活用などを検討しています。以上のことを踏まえ、情報技術、未来技術を活用した取り組みは、ここ数年が勝負と考えており、今後１、２年の取り組みが、今後１０年の町民生活の質向上や、行政運営の効率化を決定づけるものと考えています。外部の知見も積極的に活用し、情報・未来技術を活用して、過疎地域特有の深刻な課題の解決を図る「周回遅れのフロントランナー」として取り組みを加速していきたいと思います。ＩＰ映像端末の設置、ＳＮＳ等の活用について申し上げます。ＩＰ映像端末の設置は、３月下旬から開始し、６月を目途に完了を目指して進めます。また美郷町公式ＬＩＮＥのサービス充実の検討も進めてまいります。ＬＩＮＥの拡張機能を活用したごみ収集や行政からのお

知らせ、行政相談などのサービス実施を検討してまいります。災害情報発信なども含めて、ＳＮＳや新ツールの活用を幅広く検討してまいりたいと思います。ドローンの活用について申し上げます。１月には佐川急便株式会社と共同で、完全遠隔操縦による試験飛行を行い、データ収集を行いました。この試験結果を基に令和３年度は、実証実験のフェーズへと移っていきます。まずは、計量荷物を定期的に運搬する仕組みの構築に向けて進めてまいります。実現すれば、医薬品などの配送にも活用でき、遠隔診療とセットで実施できれば自宅にいながら医療と薬の処方を受けることが可能となります。また、古河電気工業グループとは、減災・防災分野でのドローン活用を検討していくのを手始めに、他の分野での活用検討も行ってまいりたいと思います。物流、防災に留まらず、観光、農林業、産業など様々な分野の課題解決に役立つ活用提案、実証実験を受け入れて、ドローン活用の先進地を目指していきたいと考えています。町民カードについて申し上げます。町民カード、「みさとと。ＰＡＹカード」の導入により、商工会が運営されるキャッシュレス決済事業と行政が付与する各種ポイントを統合した仕組みが構築をされます。地域でお金が循環することにより、地域経済の活性化と行政サービスが一体となった体制で、住民サービスの向上を図ってまいります。また行政の付与ポイントにつきましては、町民の事業参加や協力、公共貢献など様々な活動に対するポイント付与を検討してまいります。さらに、「みさとと。ＰＡＹカード」やＩＰ映像端末の活用によるホームセンター事業者等と連携した買い物支援対策への展開も検討してまいりたいと思います。ビジネスコンテストの実施について申し上げます。美郷町の強みを活かしたテーマを設定したビジネスコンテストを実施したいと思います。、高齢化、人口減少により、長期にわたって商工業の衰退、縮小傾向が続き、起業や新事業に取り組むといった前向きの動きが減少し、現在の町内事業者の方の意欲が湧きづらい状況にあります。アメリカでは、集団で行動するペンギンの群れからリスクの高い海へ魚を求めて最初に飛び込む１羽のペンギンを「ファーストペンギン」と呼び、転じてリスクを恐れず、新事業に挑戦する起業家を敬意を込めて、「ファーストペンギン」と呼びます。こうした「ファーストペンギン」を発掘し、美郷町の強みを活かした新事業のアイデアを出し、挑戦する事業者を支援し、商工業の振興につなげていきたいと思います。脱炭素化社会に向けた取り組みについて申し上げます。国は、温室化ガス排出量を２０５０年までに実質でゼロにする脱炭素化社会の方針を示しました。美郷町では避難所や庁舎等の町有施設の太陽光発電、蓄電設備の設置、公用車の電気自動車への順次更新や町民の方の電気自動車購入に対する補助、更には、ドローンによる物流試験など、既に脱簡素化と歩調を合わせた様々な取り組みを行ってきております。引き続き、脱炭素化を踏まえた取り組みを進めていきたいと思います。活動人口の拡大の取り組みについて申し上げます。昨年１０月から東京都にある専門職大学院の社会情報大学院大学と事業構想大学院大学、神奈川県横浜市の関東学院大学と連携をして、同大学院の学院生や様々な大学の学生から、オンライン政策提言をいただいています。この連携は、社会情報大学院大学特任教授、関東学院大学法学部准教授の牧瀬稔先生とオンラインで意見交換を行ったことがきっかけです。牧瀬先生は、自治体経営やプロモーション等の

専門家であり、「地域に対する誇りや自負心を持ち、地域づくりに積極的に活動する者」と定義される「活動人口」という概念を提唱されています。「活動人口」は「関係人口」よりも一層地域と濃く関わりを持つ「良い関係人口」に近い概念と言えます。「活動人口」の拡大は、美郷町により一層の影響を及ぼすと考えています。今年度は、「関係人口の拡大」を重点取り組みの１つとしましたが、新年度は専門職大学院の牧瀬先生、学院生とも協働し、「関係人口」からもう１歩進んだ「活動人口」の拡大に向けた新たな施策も検討してまいりたいと思います。「石見ワイナリーホテル美郷」のオープンについて申し上げます。２月に完成した新たな潮温泉施設は、三瓶山東の原でワイナリー施設を運営する石見ワイナリー株式会社を指定管理者とし、名称を「石見ワイナリーホテル美郷」として、３月２５日にオープン予定です。この運営開始は、良質なワインを提供するワイナリーが、施設を一体運営する良質な滞在型リゾートの町を目指すというワイナリーリゾートタウン構想の第一歩です。温泉とワイン、イタリア料理を中心に提供される贅沢で良質なひと時を提供するホテルとして運営され、また町民の方には、町民限定で、温泉の特別料金なども設定される予定です。新しい施設は、これまでと同様に、日帰り入浴や健康教室を行う健康増進施設として、また、レストランでの地域の集まりや法事など、地域の集いの場として、町民の皆さんに使っていただくことができます。町民の皆様の積極的なご利用を呼びかけていきたいと思います。また、石見ワイナリー株式会社は、旧三江線粕渕トンネルを活用したトンネルワインカフェの運営を開始し、さらに、ゴールデンユートピアおおちとカヌーの里おおちを含め一体的に運営をして、三瓶のワイナリー施設等連携をされる予定です。同時に、地域振興や地域活性化に結びつけるよう力を入れていく予定です。地元産の農産物や加工品等を販売する無人マルシェが常設され、住民の方が講師となる講座の開設や、町外からの観光利用客が神楽や祭りといった地域イベントに参加したり、「みさと・みちくさ日和」のプログラムに参加して、地域の方々と触れ合ったりといった働きかけも計画をされています。既存の旅館業、飲食業とも連携をして、日帰り型観光から、美郷町に滞在して、健康、美容、自然、体験、食などを堪能していただく滞在型観光へのシフトを進め、交流人口の拡大も目指していきたいと思います。町民の皆さまに喜んで利用していただける施設であると同時に、町民がプライドを持てる施設、自信を持ってお知り合いに推薦していただける施設となるよう地域、指定管理者とともに取り組みを進めてまいりたいと思います。ふるさと納税について申し上げます。令和２年１２月末時点で、１８８６件、４３２１万円余りの寄附をいただき、前年度通期の４９８件１３５４万円余を大幅に既に上回り、前年度比３１９％は、県内１９市町村の同期間比較で１位の伸び率となっています。この大幅増加の背景は、世界的に権威ある５つの賞を受賞した公式ホームページのリニューアルや、ＳＮＳ発信の強化など情報発信力の強化と品数、品目の充実といった返礼品の拡充であると考えています。新年度は、引き続き、地元産品の商品化に当たるとともに、「みさとと。グッズ」、木彫り等の「バリグッズ」、町民の方による「地域の名人シリーズ」など、美郷町ならではのユニークな品目の開発など、一層の返礼品の充実を図ってまいります。そして納税額アップによる財源の確保

に加え、返礼品やＳＮＳなども活用した美郷町独自の魅力発信に注力してまいりたいと思います。情報発信力の強化について申し上げます。昨年は公式ホームページの扉ページの改修として、新しいアニメーション技術を取り入れて、目を引きながらも訪問者にとって使いやすく、情報に辿り着きやすい作りとし、自治体のホームページとしては類を見ない洗練されたものとなりました。こうした取り組みにより、公式ホームページの訪問者は大きく増加しています。また、バリ島マス村との交流につきましては、ホームページ内のバリ島マス村特設サイトや、インスタグラム「ばりとと。」を、美郷バレーについては、ホームページ内の美郷バレー構想特設サイトとインスタグラム「山のくじら」また、農業については、ホームページ内に「ミニトマト新規就農特設サイト」の新設を行い、公式ＳＮＳの登録者数も順調に増加してきています。新年度は、こうした美郷町の強みや注力事業の発信をホームページのみならず、ＳＮＳも含めた多様な手法を活用し、強化してまいりたいと思います。更に町のリブランディング事業として、町内各所の案内看板を「みさとと。」のイメージを取り入れて、リニューアルをしたいと思います。町の「みさとと。」ホームページを見て、まずは仮想空間で美郷町に関心を持っていただき、その次は美郷町に来ていただいて、「みさとと。」の風景、物語を感じていただき、美郷町のファンになっていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。定住施策の進化について申し上げます。定住施策としての住宅対策は、多くの市町村で類似した施策が行われるようになっており、競争は激化し、現在、踊り場を迎えています。定住施策の強化のためには、ターゲットを明確にした特色ある事業が重要だと考えています。これまでの事業を大幅にリニューアルし、また、主なターゲットを「美郷町に住みながら大田市や三次市に仕事に通う若年単身者や主婦共働き世帯層」も加え取り組んでまいりたいと思います。リニューアル後の事業では、住宅建設等の費用に補助を行い、子どもの人数、３世代同居、町内事業所の活用など条件に応じ補助を加算してまいります。また、空き家を解体した土地に建設をする場合は、その解体費用の補助も行います。そして、令和２年度に開始した民間の力を活用した住宅の整備も引き続き進めてまいります。令和３年度には、既に単身者用集合住宅４戸の建設が見込まれており、これ以外につきましても、民間住宅建設に向けた働きかけを行ってまいります。新型コロナの影響により、過密である都市から地方での仕事、暮らしへの関心が高まっており、都市から美郷町への新しい人の流れをつくり、美郷町で快適に働くことができる環境づくりの取り組みを進めてまいります。粕渕の浄土寺前の旧役場庁舎を活用したサテライトオフィスの設置を進めており、６月の運用開始を予定しています。施設は、歴史を感じる外観の雰囲気をそのまま残し、それに内観がマッチするような意匠とします。そして、複数の事業者が利用できるように、レンタルオフィス５部屋を設け、コワーキングスペースや会議室、必要な機器を設置します。そして、美郷町にいながら、テレワークが可能な通信環境を整えたいと思います。既に複数社からお問い合わせをいただいています。新年度はＰＲ、周知などを積極的に行っていく予定です。長期総合計画の見直しについて申し上げます。現在の長期総合計画は、平成２８年度に策定した令和２年度までの計画で、計画策定当時から状況も変わり、新たな施策が必要

となっています。美郷町の将来や課題解決のための新たな取り組みにつきまして、町の計画に位置づけて進めていくために、計画全般を見直して、今後５年間の計画案を策定したところです。議案として、後ほどを提出をさせていただきます。続いて長期総合計画に基づく各政策分野の取り組みについて、申し上げます。国道・県道について申し上げます。国道３７５号の改良につきましては、湯抱２工区、粕渕工区の整備が進み、響谷から道の駅までの区間の歩道整理が工事着手となる見込みです。湯抱２工区、粕渕工区の早期完成、長藤地内の未改良区間の早期事業化についても引き続き、国・県に強く働きかけていきます。県道につきましては、川本波多線の竹工区は今後、移転補償が行われ、迂回路工事が発注されています。多田から港工区の多田トンネル工事は引き続き安全施設や周辺道路も整備が行われ、令和３年夏頃に完成の見通しです。また、江の川をまたがる橋梁は詳細設計が行われる予定です。別府川本線につきましては、引き続き道路の詳細設計、用地調査等が行われる予定となっています。整備の推進、早期の工事着手に向けて引き続き強く働きかけてまいります。町道等について申し上げます。継続事業の潮村地内の二タ合線、都賀行地内の都賀行宮内線、奥山線、田水線の落石対策や生活関連道路として、久保線、三反谷線の整備を計画しており、また新たにバス路線の上川戸粕渕線の落石対策に着手をする予定です。合わせて、適切な維持管理に努めてまいります。橋梁は引き続き、長寿命化に必要な箇所の修繕や道路法で義務化された点検を順次行ってまいります。農道、林道につきましては、林道信喜線や港吾郷線の局部改良を行います。また、県営事業として、林業専用道ロクロ谷石見線の開設工事が開始予定です。上下水道事業について申し上げます。水道料金につきましては、新型コロナウイルス感染症による地域経済、住民生活への影響を踏まえて、令和２年１０月と令和３年１０月の２段階の料金改定をそれぞれ１年延期しています。しかしながら、水道事業の厳しい経営状況と、今後の安定的経営のためには、早期の改定が必要であり、延期した令和３年１０月と令和４年１０月の２段階で料金改定を実施したいと考えています。重要不可欠なインフラである水道事業の継続的な運営のため、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。下水道事業につきましては、公営企業会計の集落排水、浄化槽事業までの拡大を踏まえて、令和５年度での新会計制度移行に向けて準備を進めてまいります。防災対策について申し上げます。昨年は、平成３０年からわずか２年で美郷町を含む江の川沿線地域で、再度、浸水被害等の災害が発生し、町民は大きな不安を抱えていらっしゃいます。国、県、沿線市町と連携を深めて、防災減災対策に一層取り組んでまいりたいと思います。治水対策では、地域の総意として、移転の意思を示された港地区の防災・集団移転促進事業を地域住民と話し合いながら、国、県と連携をして進めてまいります。また、内水対策につきましては、国、県への対策要望に加えて、現場での排水用ポンプ使用の機動性を高めるための器具整備、事業者の電源排水用ポンプの電源供給対策など、災害発生時の対応強化を進めてまいります。治山、砂防、急傾斜崩壊、地すべり対策等では、国、県に事業実施や採択を引き続き強く働きかけてまいります。また、防災重点ため池は「決壊した場合に、施設被害や人的被害の恐れがある」として県から選定を受けたものにつきまして、地元と協議をし、今後の方向

を決め対応をしてまいります。避難対策では、進めてまいりました主要避難所等の太陽光発電装置、３日分の蓄電機能などの強靭化工事が完了します。また、新型コロナ対策を踏まえた分散避難計画で数を増やした地域の避難所などでの電力供給対策としては、電気自動車購入時の補助金に災害協定協力者への補助上乗せを行い、町民の協力もいただき、電源確保体制づくりを進めてまいります。また、日頃から災害に備え、災害発生時に早目の避難行動をとっていただくために、地域の自主防災組織づくり、活動の支援に取り組んでまいります。公共交通について申し上げます。利便性の向上や今後の持続に向けて、これまで利用者のご意見等を踏まえたダイヤ改正、乗降区間の一部変更や、タクシー利用の実証実験を行ってまいりました。令和３年度は、タクシー利用助成の本格運用を開始をし、また、持続可能で利用ニーズを満たす公共交通の構築を目指した「美郷町地域公共交通ビジョン」の策定に向けて進めてまいります。景観対策について申し上げます。新型コロナの影響によりずれ込んでいますが、美郷町ならではの町並み景観を残していくための景観計画の策定に向けて進めて参ります。危険空き家対策につきましては、以前に、連合自治会で調査をいただいたデータを基に、法による特定空き家の対象候補をピックアップをしてきています。今後、所有者による特定空き家の解体を後押しするような制度運用の開始に向けて進めてまいります。大田市と邑智郡総合事務組合の共同で進めています新可燃ごみ共同処理施設と最終処分場施設につきましては、令和３年中に建設工事が完了、令和４年４月から稼働開始をする予定です。邑智郡総合事務組合と連携をして、民間事業者のノウハウを活用した効率的な施設運営のために稼働開始の準備を進めてまいります。林業振興について申し上げます。森林環境譲与税を活用した災害防止等の観点も含めた私有林の森林整備を促進するために、森林の多面的機能の維持の取り組みや低コスト林業経営に向けた原木生産の支援を行ってまいります。また、林業を担う人材の育成、確保に引き続き取り組んでまいります。商工業振興について申し上げます。先ほど申し上げましたビジネスコンテストの実施に加え、事業者の事業継続拡大への支援や、雇用促進のために、新卒者や外国人技能実習生の雇用への支援を行ってまいります。農業・畜産振興について申し上げます。新規就農者の確保につきましては、生産が拡大しているミニトマトによる収農に重点を置いて取り組んでまいります。集落営農組織対策では、法人化や広域連携に向けた取り組みを支援するとともに、高収益作物への転換による持続可能な組織づくりを支援してまいります。また、第５期、２年目となる中山間地域等直接支払交付金事業は、地域の農地の維持と活力のある将来像を描けるよう集落の取り組みを支援します。高齢化と担い手不足による拡大傾向にある耕作放棄地の対策は、栽培面積を拡大している三瓶在来蕎麦や、水稲と同程度の生産額が見込まれる芍薬の栽培への支援を行って、農地の保全に努めてまいりたいと思います。畜産につきましては、施設整備や増頭に対し補助を行って、経営継続を支援してまいります。観光振興について申し上げます。定着してきた「みさと・みちくさ日和」を充実するとともに、美郷町観光協会や石見ワイナリーホテル美郷などと連携をして取り組んでまいります。令和元年に日本遺産に登録された石見神楽につきましては、美郷町神楽連絡協議会等と連携をして、講演の定期開

催化に向けた準備を進めてまいります。観光客、町民の両方に地域の伝統芸能である美郷の神楽を楽しんでいただけるように取り組んでまいりたいと思います。公立鳥取環境大学と取り組んでいる雲海予報につきましては、令和３年度に正式運用が始まります。これまでは発生予測が困難でしたが、発生シーズンの春と秋に最長１０日先までの発生確率をホームページで発表する予定としています。雲海を活かした宿泊観光の促進に寄与するものと期待をしています。国民スポーツ大会のカヌー競技会場の誘致について申し上げます。新型コロナの影響により、１年延期をされ、令和１２年に島根県で開催される国民スポーツ大会の競技・会場につきましては、３月２２日に開催される第８４回国民スポーツ大会準備委員会第１回常任委員会において決定をされる見通しです。令和２年度にはカヌー協議のスプリント、スラローム、ワイルドウォーターの３種目について、美郷町を会場として実施するために、島根県カヌー協会の意向を踏まえて、会場適地調査も行っております。先ほど申し上げました第１回常任委員会において、美郷町に会場が決定されることが前提とはなりますが、令和３年度はこの調査結果を踏まえて、カヌーの会場の構想を検討し、会場周辺整備基本計画を策定したいと思います。また、カヌーの振興につきましては、カヌー教室を開催し、ジュニア育成、その拡大に向けて取り組むとともに、選手強化のためにカヌークラブや中学校、高等学校の部活動を支援してまいりたいと思います。さらに、国民スポーツ大会の盛り上げに向けて、選手やカヌーに関わる活動を応援する「カヌーサポーター」を募集し、地域一丸となった機運づくりに取り組んでまいりたいと思います。文化振興について申し上げます。石見銀山街道は、「やなしお道」と「森原古道」が国の史跡指定を受けていますが、さらに「酒谷番所跡」や史跡指定の可能性がある数カ所につきまして、国の追加指定を目指した調査などを進めてまいります。また郷土の天才画家「中原芳煙」につきましては、昨年開催した展覧会で注目を集め、「芳煙ファン」が町内外に多く存在することが改めて分かりました。伝記マンガの製作などによってさらなる認知度の向上に取り組み、また現存する作品の保護、新たな作品の発見に努めてまいります。ＩＣＴ教育について申し上げます。新型コロナの影響による全国的な休校措置を受けた国のギガスクール構想で、全国的にＩＣＴ教育の取り組みが一気に進んでいます。美郷町では制度を活用し、タブレット等の機器更新や、オンライン授業等の環境整備を行ってまいりました。先進的にＩＣＴ教育に取り組んできた美郷町としましては、単に機器を使うだけではなく、いかに効果的に活用するかに重点を置いて、研究、実践を進めてまいりたいと思います。令和元年度から、中学校区ごとに「地域学校支援コーディネーター」を配置しています。この配置によって、学校教育活動に関わる地域の大人の人数が大きく伸び、子ども達を地域全体で支え、育てていく機運が年々高まり、活動内容も充実してまいっております。国の示す学校運営の方向性の１つ、学校運営協議会を設置し、コミュニティースクールとしての学校運営も踏まえ、公民館とも連携しながら、地域全体で学校教育を支援する体制づくりも進めてまいります。また、４月に開設される麻布大学フィールドワークセンターとの連携や、大学生との交流によって、美郷町のふるさと教育や、キャリア教育に新たな展開が生まれることを大いに期待しています。町民の健

康、福祉に係る相談、支援体制づくりについて申し上げます。子育てから介護、障がい、経済面など、さまざまな町民の皆さんの困りごとに包括的、総合的に対応していく相談体制づくりに令和２年度から取り組んでまいります。令和３年度は、障がい福祉について総合的に相談対応するための機関相談センターを設置し、体制の充実を図り、保健師と各担当者が一緒に包括的な相談対応、支援に努めてまいります。また、地域や関係機関との調整役として、福祉の各分野の枠を超えた機関が協働し、町民が主体となった健康づくり、地域づくりを推進してまいります。人権対策について申し上げます。人権施策全体の方針を定める美郷町人権施策推進基本方針を踏まえ、あらゆる差別に関する問題解決に向けて啓発を中心に取り組んでまいります。特にインターネット等による人権侵害を最重要課題とし、関係機関と連携して取り組みます。地域づくりにつきましては、令和２年度に１３連合自治会が策定された地域コミュニティ計画、後期事業計画を踏まえ、それぞれの地域の生活課題の解決に取り組む小さな拠点づくりを支援し、課題解決に向けた取り組みが町内全域に広がるよう進めてまいります。結婚対策については、令和２年度に結婚支援相談員を配置して、事業の企画立案、ＳＮＳでの情報発信やオンライン、婚活イベントなど、取り組みを強化してきています。さらに今後は、イベント参加者やマッチング後のフォローに重点を置いた取り組みを進めてまいります。定住ポイント、有資格者ポイントについては、ポイント付与方法、手続等を見直し、１ポイントあたり１万円分の地域商品券に交換をする内容で引き続き実施をしてまいります。ポイントは、町民カードに付与し、１年ごとに交換できるポイントに上限を設け、５年間に分けてポイントを付与することとし、申請などの手続を簡素化します。若者定住住宅につきましては、令和３年度に都賀本郷山手ニュータウン１区画を建設し、計画をしていました区画の建設がいったん完了します。今後につきましては、ターゲット層や近隣市町への通勤アクセス、入居条件など、さまざまな観点を踏まえ、制度コンセプト事態の再検討を行う予定です。徴収対策について申し上げます。町税につきましては、引き続き適正な賦課徴収に努めてまいります。県との徴収職員の相互併任制度を活用して、令和元年度は、全ての税目で徴収率が向上してきており、引き続き徴収対策に取り組んでまいります。また、全庁的な徴収対策として、収納対策審査会での情報共有や、研修等を通じた徴収知識・スキルの向上、体制の強化に引き続き取り組んでまいります。令和３年度の予算の概要について申し上げます。重点分野に位置づけた３つの分野の取り組みに加えまして、長期総合計画に基づく施策を着実に進めるための予算を編成しました。一般会計は総額６４億４０００万円で、前年当初比で１６億２０００万円、２０．１％の減となります。減額の主な理由は、前年度の防災拠点整備事業、ＩＰ告知端末機器更改事業の完了によるもので、一般会計の予算規模は潮温泉施設の建て替え工事を措置した令和元年度予算の前の水準となっています。また特別会計は、７会計で合計１５億３５０万円です。尚、２月中旬に示されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第３次交付分につきましては、当初予算ではなく、今後編成を行いたいと考えています。歳出では、３つの分野の重点取り組みに係る予算額は約３億１００万円。長期総合計画の施策に係る予算額は、約３９億８６００万円で

す。新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用につきましては、予算措置済みと追加提案する補正予算と合わせ約４１００万円を計上しています。また、港地区の集団移転事業につきましては、移転候補地の水源、用地調査、敷地造成測量設計などの約３８００万円を計上しています。なお邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合、公立邑智病院組合への負担金、国民健康保険特別会計への繰出金などは増加傾向にあり、抑制がしにくい状況が続いています。歳入では、国、県補助等の活用や、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債等の起債など、有利な財源措置に努めています。地方交付税は、国勢調査人口の減少はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込む地方税等の補完や地域社会のデジタル化を集中的な推進、会計年度任用職員制度の平年度化に伴う経費増に対応する分野、臨時財政対策債を含み、約３４億円で、約１０００万円の減額見込みとしています。また、不足する分は財政調整基金と減債基金で２億８６００万円、特定目的基金で８７００万円の計３億７３００万円の基金取り崩しを行っています。編成過程では、一律の抑制ではなく、補助金、起債等の財源活用や、各部署での事業費の精査、削減に努めました。同時に基金に頼る予算編成も依然として続いています。新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、行政課題や多用化・高度化する住民ニーズに応じた施策、サービス等に取り組み、持続可能な行政運営を行っていくために、一層の財源確保や事務事業等の見直し、効率化などの行財政改革にも取り組んでまいりたいと思います。新年度は、「新型コロナウイルス感染症への対応」に最優先で対応していくのはもちろんですが、アフターコロナをにらみ、「軌道に乗せる年」として着実に足場を固めていく１年とするべく、全力で取り組んでまいります。身を縮めてコロナという嵐が過ぎ去るのを待っているだけではなく、今こそ「何もないけど知恵がある町」を具現化していくときであると思います。健康で安心な町民の皆さんの暮らしの実現、町の課題の解決、そして未来に向けた町の勝ち残りのため、「細心」かつ「大胆」に取り組んでまいりたいと思います。氷河期に生き残ったのは、最強の恐竜ではなく、環境変化に適応した少数の生き物たちです。世の中が大きく変わろうとする中、議会の議員の皆様、町民の皆様と力を合わせて、しなやかに美郷町の未来を切り開いてまいりたいと思います。予算のほか諸議案は、後ほど担当課長からご説明を申し上げます。何とぞ慎重なご審議をいただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、私の施政方針を終わらしていただきます。

●佐竹議長

町長の施政方針が終わりました。

ここで１０時５０分まで休憩をいたします。

（休　憩　　午　前　１０時　３９分）
（再　開　　午　前　１０時　５０分）

●佐竹議長

会議を再開いたします。

日程第５、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案１０件、予算案８件、一般事件案１１件の計２９件であります。議案第５号から議案第３３号までの２９議案を一括上程いたします。

はじめに、議案第５号から議案第１４号まで条例案１０件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、美郷暮らし推進課長。

●旭林美郷暮らし推進課長

上程いただきました議案第５号、美郷町移住体験住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。それでは、新旧対照表２ページお願いをいたします。改正の内容が別表第１にございます。別府移住体験住宅、ささらの家、こちらの記載を削除するものでございます。、このことは令和２年９月２３日付けで貸付人から使用賃借契約の解除の申し出がございました。当初、令和３年３月３１日をもって契約解除及び明け渡しをすることといたしておりました。しかしながら、貸付人の事情等によりまして、令和３年２月２８日をもって本契約解除及び明け渡しを行ったところでございます。移住体験住宅といたしまして、平成２４年９月から約８年にわたりまして、美郷町への移駐希望者の方に対してのご利用をいただいてまいりました。貸付人の方、また受け入れ先の別府地域の皆様には、改めて本町定住施策推進に格別なご理解とご協力を賜りましたことをこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。以上、議案第５号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして上程いただきました議案第６号、美郷町サテライトオフィス条例の制定についてご説明いたします。この条例は、令和３年６月に運用開始を予定しております美郷町サテライトオフィスの設置管理等に関します基本的事項について定めるものでございます。それでは、２ページをお願いをいたします。第１条では、設置の目的を地域振興及び活動人口の創出を図る拠点として、サテライトオフィスの設置を行うものと規定してございます。第２条では、名称、美郷町サテライトオフィス及び１、美郷町粕渕３５５番地１について規定をしております。第３条では、施設の管理は町長が行うこととし、続く第４条において、施設使用にあたって管理者である町長の許可を受けることとしております。第５条では、使用の制限について規定をしております。続きまして３ページをお願いをいたします。第６条において、目的外使用等の禁止について規定をしております。第７条では、施設の利用料金を規定しており、４ページの別表におきまして、サテライトオフィス内のオフィス、コワーキングスペース、会議室、駐車場の区分ごとに料金設定をしてございます。また、同条第３項におきまして、公益上必要があると認められる時には、使用料金を減免することができることとしてございます。第８条では、使用料金の不還付、第９条では使用の変更、中止及び

取り消し、第１０条では、原状回復の義務、第１１条では、損害賠償をそれぞれ規定してございます。第１２条におきまして、この条例に定めるものの他、サテライトオフィスの管理に関し、必要な事項は規則で定めることとしております。なお、附則でこの条例は、令和３年５月１日から施行することとしております。以上、議案第６号について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第７号について、ご説明いたします。この改正は、本基金に新たな設置の目的を加えることと、地域公共交通維持確保基金条例を廃止し、本基金に統合するために条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表をお願いいたします。第１条では、基金の設置の目的を規定しております。改め文前段の地域公共交通の維持確保、旧三江線跡地等の有効活用については、地域公共交通維持確保基金を本基金に統合するため、条文に加えるものでございます。地域公共交通維持確保基金は、主に地域公共交通の維持確保や三江線跡地等の有効活用の為、西日本旅客鉄道株式会社からの協力金を原資にしております。この改正に合わせまして本基金に統合し、目的に応じた運用を行うことを前提として廃止するものでございます。また、改正文、改め文の後段、沿線地域の活性化に資する事業を新たに加えるものでございます。これは令和元年度において、三江線廃止に伴う西日本旅客鉄道株式会社から沿線地域の活性化のための支援金をいただいております。これを地域振興基金に積み立てております。その新たな運用の目的を条文に加えるものでございます。議案の方にお戻りいただき、下段の附則をお願いいたします。これらの附則では、規定の施行日等を定めております。本基金条例の改正及び地域公共交通維持確保基金条例の廃止は、令和３年４月１日からの施行となります。以上で議案第７号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

上程いただきました議案第８号、美郷町地域雇用創出推進基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由でございます。地域雇用創出推進基金は、平成２１年にリーマンショック後の急激な雇用情勢の悪化に鑑み、辞職を余儀なくされた非正規雇用の労働者や、中高年齢者の一時的な雇用及び就業機会の創出図る目的で調整された基金でございます。しかしながら、基金造成後からこれまでに活用された実績がなく、現在の雇用情勢に対応した事業に活用できるよう見直しを行うものでございます。具体には美郷町雇用促進奨励助成金などへの活用を考えております。それでは、改正内容について、ご説明をさせていただきますので新旧対照表をご覧ください。第１条、設置の条文を人口減少の克服及び自律的かつ持続的な地域振興の活性化を目的とした雇用創出に係る事業の財

源に充てるために改正をいたします。第２条事業の区分の条文を削除し、それに伴い、第３条から第８条を１条ずつ繰り上げます。第３条、基金積み立ての条文を第２条とし、積み立てる額を毎年度一般会計予算で定める額に改正します。第７条、処分の条文を第２条の削除により文言の整理を行います。なお、附則につきまして、この条例を令和３年４月１日から施行するとしております。以上で議案第８号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第９号、美郷町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。それでは、内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。はじめに、目次の第３章、災害傷害見舞金の支給でございますが、災害の表記が誤っておりましたので、これを訂正するものでございます。申し訳ないです。障害の表記が誤っておりましたので、これを訂正するものでございます。続きまして、具体な改正箇所でございますが、今回の改正は、第４章災害援護資金の貸し付けに関するものでございます。第１４条で利率を規定しておりますが、これまで１項のみであったものを３項の構成に変更いたします。第１項では、資金の貸し付けを受ける際に、保証人の有無を選択できることとしています。第２項では、償還の際の利率を保証人がある場合には無利子とし、保証人がない場合は据え置き期間中は無利子、据置期間計画は延滞の場合を除いて年１％としています。第３項では、第１項の保証人は、資金の貸し付けを受けたものと連帯して債務を負担するものとし、その保証債務の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律施行例第９条に規定する違約金も包含するものとしています。続きまして、第１５条は償還に関する事項であります。第１項で、償還の方法を規定しておりますが、これまでの年賦償還、半年賦償還の他に月賦償還が加えられました。また、先ほどの第１４条に保証人の規定を加えたことにより、第３項にありました保証人の記述を削除することとし、以下は条番号の整理によるものでございます。新旧対照表での説明は以上でございます。議案にお戻りいただきまして、附則におきまして、この条例の施行日は交付の日からとしております。以上で議案第９号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第１０号、美郷町小規模集会所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由でございますが、条例の第２条で定める共栄集会所の所在地の表記が、国道３７５号改良工事に伴う集会所の移転によりまして変更となったことによるものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表の方でご説明させていただきます。第２条で集会所の名称及び位置を定めております。現行で共栄集

会所の位置、美郷町湯抱１番地２とありますが、これを美郷町粕渕１番地４と改正するものでございます。議案にお戻りください。附則におきまして、この条例の施行日は、公布の日からとしております。以上で議案第１０号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第１１号、美郷町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。提案の理由でございます。道路法等の一部改正に伴いまして、自動運行補助施設が追加となりました。自動運行補助施設とは、道路の路面化等に設置し、磁気や電波を車両のセンサーが感知することで、走行する際の自車位置の特定を補助する施設でございます。民間事業者等が、この施設を設ける場合には、占用施設となることから、占用料について改正をするものでございます。条例改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。別表第２条関係、占用料金表の改正でございます。左側が現行、右側が改正後の表となっております。法第３２条第１項第３号及び第４号に掲げる施設とあるのを、法第３２条第１項３号に掲げる施設と法第３２条第１項第４号に掲げる施設に分けまして、法第３２条第１項第３号に掲げる施設として自動運行補助施設を追加するものでございます。占用料の単位・単価につきましては記載してあるとおりでございます。附則といたしまして、この条例は、令和３年４月１日から施行といたします。以上が議案第１１号でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、美郷町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案第１２号の提案理由でございます。道路法の一部改正に伴いまして、道路構造令の規定に交通事故の防止を図るため、必要がある場合に道路に設ける施設交通安全施設として、自動運行補助施設が追加になりました。同様の形で、美郷町町道の構造の技術的基準等を定める条例に自動運行補助施設を追加するものでございます。条例改正の内容につきましては、新旧対照表により、ご説明申し上げます。左側が現行、右側が改定後の表となっております。第３１条は、交通安全施設に関する記述でございます。横断歩道橋等の次に、自動運行補助施設を加え改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和３年４月１日から施行といたします。以上が議案第１２号でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、上程いただきました議案第１３号、美郷町借上型町営住宅戸数条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案の理由でございます。平成１２年より借上型町営住宅として管理しておりましたグランヴァレにつきまして、これまで貸し人から契約期間延長願いにより、３回契約期間を延長しておりましたが、この度、賃貸借契約満了により貸し人に返還することになりました。それにより、借上型町営住宅グランヴァレを条例から削除するため所要の改正を行うものでございます。新旧対照表により改正する

内容についてご説明申し上げます。別表第１、住宅一覧表として、別記１を、別表第２に、家賃表として別記２をご覧いただきたいと思います。上段が現行、下段が改正後でございます。いずれも美郷町借上型町営住宅グランヴァレの項を削る改正となっております。附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行といたします。以上が議案第１３号でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

続きまして上程いただきました議案第１４号、美郷町若者定住住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案の理由でございます。山手ニュータウン１戸の完成と管理開始のため、所要の改正を行うものでございます。新旧対照表により改正する内容について、ご説明申し上げます。別表、定住住宅及び共同施設一覧表の改正でございます。別記１の方をご覧いただきたいと思います。上段が現行、下段が改正後でございます。山手ニュータウン６号の項の次に山手ニュータウン７号を加えるものでございます。附則といたしまして、この条例は、令和３年４月１日から施行といたします。以上が議案第１４号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

次に議案第１５号から議案第２２号までの予算案８件について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第１５号、令和３年度の美郷町一般会計予算について、ご説明いたします。令和３年度予算編成にあたりましては、総合計画の後期計画初年度であり、５年間の布石となる予算編成、これまでの取り組みを軌道に乗せる１年として、健康で安心な町民の暮らしの実現に９５４３万７０００円。また美郷の強みや新技術を活かした取り組みの進展、こちらに５７５５万４０００円。活動人口、交流人口、定住人口の拡大、こちらに１億４８０７万円。こうした３つの重点分野に、住民にとって有益な事業の組み立てといたしました。歳入歳出は、それぞれ６４億４０００万円。独自の大規模な普通建設事業がない中で、平年ベースの予算規模となっております。歳出の概要では、性質分けでまず義務的経費のうち、人件費が昨年比では１．７％増、１６５８万５０００円の増額は、会計年度任用職員の賞与が通年化したものによることが要因でございます。扶助費では、障害者福祉自立支援で扶助費が需要サービスの増となったことが要因で、全体では、昨年比２．２％の増となっており、こちらは内容的には予算方針に沿った適正な予算措置でございます。補助費では、新可燃ごみ処理最終処分施設が最終年となり、建設負担金が４億３０２２万８０００円。こちらが増額の要因でございます。邑智郡総合事務組合、江津邑智消防組合への負担がインフラ整備を除いても増額傾向にあり、全体で占める割合は、昨年の９．１％から３．１ポイント上昇して１２％を超えている状況です。町長の施政方針で抑制をしがたいということもありましたが、共有するインフラの整備の維持管理体制において、今後は構成自治体とと

もに、財政面より深く関わっていかなければいけないと考えております。特別会計の繰出金は、７会計のうち６会計５億６６万円として、昨年度対比では２０３４万７０００円。４％の減額です。詳細はそれぞれの特別会計での説明に代えさせていただきます。それでは、７ページをお願いします。債務負担行為です。こちらは令和３年度から２つの指定管理施設の管理委託として、ゴールデンユートピアおおち、美郷町カヌーの里おおち施設管理委託費、こちらが令和３年から令和７年まで、また美郷町希少林産物等展示販売施設管理委託、こちらも同様に令和３年から令和５年まで、新たに追加したものを債務負担行為として上げさせていただいております。また引き続き、災害で農業用パイプハウスの復旧に係る農業用信用基金協会損失補償、こちらは昨年から減額になったということで、改めて限度額を９万８０００円ずつ修正させていただくものです。次ページ８ページをお願いします。第３表地方債です。それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合計で９億５６４０万円を今回限度額としてます。大型普通建設事業が、昨年度より７億３２８０万円での減額計上となりました。それぞれの地方債は、歳入での詳細のご説明の際に申し上げることとして、第２表の地方債での説明は省略させていただきます。財政を受け持つ立場から、町税、地方交付税、先ほどの地方債のうち新たなもの重要なものについてご説明をさせていただき、それ以外につきましては、予算決算委員会での質疑説明に代えさせていただきたいと思います。それでは早速１１ページをお願いします。歳入でございます。歳入の事項別明細書をもって説明をさせていただきます。上段、款１町税、項１町民税、目１個人税です。こちらは現課である住民課において直近の決算状況等の見込みにおいて、現年度分につきましては２．１％増としました。１億２３２３万６０００円での算定となっています。その下、目１固定資産税です。昨年度３４６万４０００円の減額の２億４５０５万３０００円での算定です。令和２年度のですね、収入調定実績を勘案してでの１．４％の減でございます。１２ページをお願いします。最上段、同じく町税目１環境性能割です。こちらは島根県の示した推計値による算定で１２１万２０００円の減額計上、合わせて１８５６万円の計上です。３段目、同じく町税目１入湯税でございます。６８万３０００円の増額。こちらは、大和温泉施設の再開業からの算定増で、合わせて７２万円の計上でございます。１３ページをお願いします。２段目、款２地方譲与税、項４森林環境譲与税、目１森林環境譲与税でございます。昨年度は、国が配分をしたペースを大幅に早めたことによって倍額の算定でしたが、本年度は昨年度比と比べますと４５０万の減、２４５０万を見込んでおります。こちらも県の示した推計値で計上させていただいております。そして款３の利子割交付金から１５ページの上段の款９地方特例交付金までは島根県等のですね、産地を参考にしたもので見込んだものでございます。１５ページをお願いします。１５ページ、款１０、地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税です。普通交付税部分は、令和２年度の国勢調査の速報値での人口減を踏まえ、３０００万円の減額として３３億手堅く見込んでおります。特別交付税につきましては、昨年度と同水準で見込んで同額としております。１６ページをお願いします。３段目、款１３使用料及び手数料、項１使用料、目１総務使用料です。

こちら２１８万１０００円増額をしておりますが、令和３年度からサテライトオフィスの使用料をですね、１６３万５０００円新たに発生する見込みに対して全体で２１８万１０００円の増額、１０１９万５０００円としております。１７ページをお願いします中段、款１３同じく使用料ですが、中段の目５土木使用料、こちら住宅使用料５１０万円の減額は、先ほど上程がありました民間住宅グランヴァレがですね、町管理から民間の管理に移って、家賃収入が減額するものでございます。続いて１９ページをお願いします。款１４国庫支出金、項１国庫負担金、目２衛生費国庫負担金です。新型コロナウイルス接種対策として１３９７万８０００円を新たに計上しております。２月の専決報告以外での計上です。この対策費には接種自体の医療費分というのは、含まれてございません。２１ページをお願いします。同じく上段、国庫補助金でございます。目は８の消防費補助金、今回、昨年度は防災拠点事業ございましたので、大きく減額をしておりますが、今回の１８９２万１０００円につきましては、防災集団移転促進事業補助金に対する港地区に係る移転補償債への補助分でございます。少し飛びまして、２８ページをお願いします。款１７寄附金、項１寄附金、目２指定寄附金です。こちらは昨年度１５００万予算計上しておりますが、がんばれ美郷町指定寄附金につきましては、令和２年度の実績を勘案して３５００万増額をして５０００万を計上いたしました。その下から繰入金、項２基金繰入金でございます。まず、調整基金繰入金につきましては、固定資産税の算定目減りや今年、軌道に乗せる年としての財政措置として２億３７００万を充当計上しております。１つ空きまして、３公共施設維持管理基金繰入金でございます。例年の大規模改修３０００万円部分と公共施設等総合管理計画、こちらの改定による委託料５００万を合わせて３５００万を、今回この基金から繰り入れをしております。その下、目、地域福祉振興基金繰入金です。公共交通対策として公共交通運賃への助成、タクシー利用助成および町内の福祉設営の建設の際のですね、償還金助成、そして子ども医療費助成の町単独分など、こうした費目について、合計で２１１０万円を基金から充てております。その下、９電算機器管理基金繰入金です。令和３年度につきましては、情報セキュリティ再構築を目的として、庁舎内のネット基盤の改正、特にメールやファイルの受け取り、こうしたところの更改のために係る費用、また令和３年度につきましては、議会議員選挙が開催されるため、議会の皆様のタブレットの更新費用として合わせて９７０万円を繰り入れをさせていただきます。目１４、地域振興基金繰入金です。こちらは美郷町のＰＲ看板などに観光に係る整備や自治会への地域力アップまた防犯灯ＬＥＤ化による助成にですね、１７１０万円の基金を充当するものです。続いて、次ページ２９ページをお願いします。同じく基金繰入金ですが、目は１８森林環境譲与税基金繰入金３１０万円でございます。こちらは本年度ですね、基金趣旨に沿った事業を取り組む歳出が、当該年度の譲与税の部分を上回ることから、現在基金の部分３１０万円を繰り入れをすることとしています。主な使い道はですね、美郷町の森林の再生化を目的にした美郷の森事業補助金に２０２４万４０００円。また森林経営センター、こちらの委託料１５０万７０００円等々がですね、こちらの繰り入れが支出となっております。また、この下、江の川流域活性化基金から、地域公共

維持確保基金までの繰り入れにつきましては、条例改正や協議会の解散、歳出要求がないところから、廃目とさせていただいております。続いて３３ページをお願いします。款２１町債、項１町債、目１総務債です。こちらは、過疎対策ソフト３０８０万円でございます。９つの事業、こちらには９つの事業の取り組みに充てますが、主に定住推進に係わる人件費、そして定住ポイント、空き家改修などの事業に投入いたします。次ページお願いします。３４ページです。同じく目３衛生費、過疎対策事業債を用いてのじん芥処理対策事業ということで、邑智郡の共同の可燃ごみの処理施設、こちらの方に充当いたします。その下、目４農林債です。節は５集落営農事業債、こちらの方をご覧ください。１１００万円を計上しておりますが、こちらは三瓶在来蕎麦特産化事業として、コンバインなどの機械、そして倉庫の設置に充てることとしております。一段下がりまして、６の消防債、節の方は１、消防施設債です。説明欄下段にあります緊急防災、減災事業債、こちらは消防団の積載車及び防火水槽２基を設置計画をしとりまして、２９１０万円を充当いたします。その下節２防災対策事業債です。防災対策事業債、節の方は、緊急防災・減災事業債１５００万でございますが、こちらは内水排除のエンジンポンプ５台を本年度も配備する事業費に充てる予定でございます。その下、一般補助施設整備事業債は、港地区防災集団移転促進事業の財源として１７００万円をこちらから繰り入れして充当しております。３５ページお願いします。同じく町債でございますが、目は１１商工債でございます。本年度予算２２００万でございます。企業プラン提案ビジネスコンテスト、またそれに関わる支援に１２００万、そして新たに町民カードの活用事業として１０００万を充てております。歳入につきましては以上でございます。歳出につきましては、申し訳ございませんが、予算決算委員会において詳細は担当課からなされるということで、まずは歳入においても地方債基金繰り入れ等で、事業紹介をさせていただいたということで、割愛をお願いしたいと思います。しばらく飛びまして１０１ページをお願いします。給与費明細書をでございます。職員等の人件費の根拠となる人員や給与の増減、昇給手当について、１０１ページから１０３ページの方に掲載をしております。先ほど申しましたように、会計年度任用職員の職員手当が通年化したことによる増額。またそれとは別にまた特別職のですね、給与について約９６０万９０００円減額しておりますが、相殺して増額となっております。続いて１０４ページの方をお願います。地方債の現在の状況でございます。地方債の状況としましては、令和３年度末の見込みのものを含み、また令和元年度の現在高、令和３年度の見込み額でございますので、こっちの方はお読み取りいただければと思います。最後に債務負担行為で、翌年度にわたるものについての調書です。１０５ページをお願いします。令和３年度から新たに債務負担行為を発生するものはありませんが、２段目にあります大規模林道日野金城線、これについては、令和３年度で賦課金が終了する予定です。以上で、簡単ではございますが、議案第１５号の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第１６号、令和３年度美郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ１０７万９０００円でございます。それでは事項別明細書の方で説明させていただきます。４ページをお願いいたします。歳入でございます。款２支出金３０万円。前年度と比較しまして１万５０００円の減額でございます。事務費に対する県からの住宅新築等償還推進助成事業補助金を計上しております。款４諸収入７７万９０００円。前年度比５０００円の減額でございます。こちらは償還金の現年度分及び滞納繰越分を見込んで計上しております。続きまして、５ページをお願いいたします。歳出でございます。款１土木費４０万１０００円。前年度比較で２万円の減額でございます。内容としましては、事務費でございます。款２公債費６７万８０００円。前年と同額でございます。こちらは借入先であります。かんぽ生命保険へ納める償還金の元金及び利子分を計上してございます。以上、歳入歳出ともに令和３年度予算額１０７万９０００円で、前年比２万円の減額予算を計上させていただきました。以上、議案第１６号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第１７号、令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ２億９５２０万８０００円でございます。歳入歳出予算事項別明細書でご説明の方申し上げます。５ページをお願いいたします。歳入でございます。款１水道事業収益、本年度予算１億７３万８０００円。前年度より１８５６万９０００円の減額でございます。水道使用料の今年度見込額、雑収入として、国道３７５号等の移設補償費等を計上させていただいております。款３国庫支出金１２８１万８０００円。潮地区取水施設建設費補助金を計上しております。款５繰入金、本年度予算額８１６０万２０００円。１０１６万９０００円の減額でございます。運転公債費分の減でございます。款６繰越金、本年度予算額５万円。前年度と同額でございます。款７町債、本年度予算額１億円を計上しております。６ページをお願いいたします。歳出でございます。款１上水道費、本年度予算額１億９７２１万６０００円でございます。８４０５万１０００円の増額でございます。款２公債費、本年度予算額９７６９万２０００円。２万９０００円の増額でございます。簡易水道施設整備費地方債償還金でございます。款３予備費、本年度予算額３０万円。前年度と同額を計上しております。戻っていただき、４ページをお願いをいたします。第２表地方債でございます。潮地区取水施設建設分として８０００万円、公営企業会計移行に伴う法適用支援業務として２０００万円を計上しております。限度額合計１億円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。１２ページ以降につきましては、簡易水道事業特別会計に関わる職員の人件費の根拠となる資料でございます。昨年度の対比では、人事異動による増となっております。以上が議案第１７号の説明

でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１８号、令和３年度美郷町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出の総額は、それぞれ３億１１５５万５０００円でございます。歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。５ページをお願いいたします。歳入でございます。款１下水道事業収益、本年度予算額６４５０万７０００円、前年度より１８７１万１０００円の減額でございます。これは公共下水道、農業集落排水小規模集合排水、個別排水の今年度料金収入見込み額及び国道３７５号改良に伴う移設補償費を計上さしていただいております。款２国庫支出金、本年度予算額１３６４万６０００円。１５５０万円の減額でございます。計上しておりますのは、移動脱水車更新及び合併浄化槽補助金分となっております。款４繰入金、本年度予算額１億７５８８万２０００円。１９０９万円の減額でございます。これは公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水、個別排水の運転公債費分と建設改良分となっております。款５繰越金、本年度予算額２万円。前年度と同額を計上しております。款６町債、本年度予算額５７５０万円。移動脱水車更新、公営企業会計移行準備のための資産台帳整備及び法適用支援業務により２３８０万円の増額でございます。６ページをお願いいたします。歳出でございます。款１下水道費、予算額１億６８５１万１０００円。国道３７５号改良に伴います支障移転工事の減及び公共下水処理場のスクリーンユニット設置工事完了に伴いまして２９２３万８０００円の減額でございます。款２公債費、予算額１億４２８４万４０００円。２６万３０００円の減額でございます。償還金利子が減額となっております。款３予備費、本年度予算額２０万円。前年度と同額を計上しております。戻っていただきまして４ページの方をお願いをいたします。第２表地方債でございます。公共下水の事業債は、移動脱水車更新に８５０万円。公営企業会計移行に向け、資産台帳整備及び法適用支援業務に１３００万円。農業集落排水事業債から、特定地域生活排水処理施設事業債まで合併浄化槽整備６５０万円を含みまして、資産台帳整備及び法適用支援業務と合わせて計上さしていただいております。限度額合計５７５０万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。１８ページ以降につきましては、下水道事業特別会計に係る職員の人件費の根拠となる資料でございます。昨年度との対比では、普通昇給に伴う増ということでございます。以上が議案第１８号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

続きまして、上程いただきました議案第１９号、令和３年度君谷診療所特別会計予算についてご説明いたします。この予算は歳入歳出予算の総額歳入歳出それぞれ４５９万１０００円と定めます。６ページの歳入をご覧ください。２款１診療収入が合計で、前年度と同様の１７４万円となります。款１診療収入ですが、前年度と同じ２４万円でございます。款２使用料および手数料、１総務手数料でございますが、１万３０００円となっております。次

ページ７ページをご覧ください。７ページ、款３繰入金、一般会計繰入金でございます。これは今年度予算８９万７０００円となり、前年度比より１０万１０００円の減となっております。款４県支出金、１保健衛生費補助金。これも前年度と同額の１７０万１０００円となっております。それに伴いまして、４ページ戻っていただきますと、４ページの方の歳入は診療収入１９８万円、２使用料および手数料１万３０００円、３繰入金８９万７０００円、４県支出金１７０万１０００円で、合計４５９万１０００円となりまして、１０万１０００円の減となっております。次に歳出の方、８ページをご覧ください。８ページ、款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費でございます。これは、本年度は３７２万３０００円で、前年度比１０万１０００円の減となっております。これは主に君谷診療所の医師業務委託料が主なものでございます。それから、款２医業費、項１医業費、２医療用消耗機材費でございます。これも３万９０００円で、前年と同額となっております。次ページ、９ページをお願いいたします。款２医業費、項１医業費、目３医薬品衛生材料費、これが８４万８０００円で、前年度と同額となっております。款３予備費、１予備費は、前年度と同様２万円となっております。歳出合計は５ページをご覧ください。それに伴いまして、歳出１総務費が３７２万３０００円、１０万１０００円の減、２医業費８４万８０００円同額。３予備費２万円で同額で、合計４５９万１０００円、１０万１０００円の減となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第２０号、令和３年度美郷町国民健康保険特別会計予算について、説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ６億１７７８万６０００円でございます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書でご説明させていただきます。４ページの歳入でございます。款１国民健康保険税は６９５２万円で、前年と比較して２２０万９０００円の減額でございます。この保険税につきましては、現在の保険税率で調定見込み額を見込み、徴収率現年分９７．５％、過年度分１７．５％を乗じて算定しております。款４使用料及び手数料は２万３０００円。前年と比較して７０００円の減額でございます。こちらは督促の手数料となっております。款８県支出金は、４億７３１８万９０００円で、５０８６万８０００円の減額でございます。国保の財政運営は、広域保険者であります島根県となっておりますので、保険給付に必要な費用は、島根県から市町村へ交付されるものです。この内訳は、医療費に充てる普通交付金、保険者努力支援や健診事業費などに充てる特別交付金となっております。款１１財産収入は５０００円です。国民健康保険積立金の取り崩しの際の利子でございます。款１３繰入金は国保基金の取り崩しを１０１０万円、一般会計からの繰入金を６４８４万５０００円見込んでおりまして、７４９４万５０００円を計上しております。こちらは職員給与費等に係る繰入金の増額が主な要因でございます。続きまして款１４繰越金１０００円。こちらは科目の頭出し予算でございます。款１５諸収入１０万３０００円。

第三者行為納付金の実績を考慮しまして、前年比２０万円の減額となっております。次にございます国庫支出金につきましては、令和元年度から令和２年度にかけてオンラインによる資格確認のためのシステム改修を実施したことによるもので、令和３年度には、こちらの該当がございません。続きまして、５ページをお願いします。歳出でございます。款１総務費です。２８１７万６０００円を計上しております。前年比５５０万２０００円の増額でございます。大きなものとしましては、職員の異動による人件費分の増額、また国民健康保険税の税制改正に伴うシステム改修費、国保市町村事務処理標準システム対応準備に係る負担金の増額が要因となっております。款２保険給付費４億４９４１万４０００円を計上しています。前年比５２１７万円の減額でございます。給付費につきましては、国保連合会の推計を参考に算定しておりますが、全体的に医療費に係る給付が減少しておりますので、それを加味した予算となっております。款８保健事業費７０５万１０００円。前年対比３３１万４０００円の減額となっております。主な要因としましては、ＡＩを活用した受診率向上事業の終了によるものです。款９基金積立金５０００円で１０００円の増額でございます。こちらは科目の頭出し予算でございます。款１１諸支出金３１万２０００円で、３万円の減額でございます。保険税等の還付があった場合の対応予算でございます。款１２保健事業費納付金１億２７８０万５０００円で、前年と同額となっております。こちらは島根県での国保運営のため、町が納付する事業費納付金を計上しております。款１３予備費、５０２万３０００円で２３１万１０００円の減額でございます。歳入歳出ともに令和３年度予算６億１７７８万６０００円で、前年度対比５２３２万２０００円の減額予算を計上させていただきました。以上で議案第２０号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第２１号、令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額はそれぞれ８２４９万４０００円となります。これは大和診療所、君谷診療所の予算を合わせたものでございます。まずは歳入のご説明をいたします。６ページをご覧ください。款１診療収入、項１外来収入、目が１から６番までございます。合計額といたしまして、本年度予算額は３８８６万円。前年度と同額となっております。これは主な外来収入としまして、大和診療所３６９８万円と沢谷診療所１８８万円の合計でございます。次に款１診療収入、項２検査収入、目１所検査収入でございます。前年度と同額の３０万円でございます。これは大和診療所分でございます。款２繰入金、項１他会計繰入金、１一般会計繰入金でございます。これが合計４３０８万４０００円となります。その内訳といたしましては、大和分が４０２５万５０００円、沢谷分が２８２万９０００円となって、合わせてこの額となっております。次ページ、７ページをご覧ください。款３使用料及び手数料、項１手数料、目１手数料。これは前年度と同額の２５万円。

これも診療所手数料といたしまして、大和分を計上いたしております。そうしますと合計額といたしましては、歳入の４ページをご覧ください。１診療収入としまして、本年度３９１６万円で、前年度同額。２繰入金４３０８万４０００円で１２４万９０００円の増額です。３使用料及び手数料は２５万円で、前年度と同額。合計が８２４９万４０００円となっております。続きまして歳出の方をご説明いたします。８ページをご覧ください。歳出としましては、款１総務費、項１総務管理費、目一般管理費でございます。これは、大和診療所と君谷診療所合わせまして、７６６５万３０００円となっております。主には人件費の増額で１２４万９０００円前年度より増となっております。次ページをご覧ください。款１総務費、項１総務管理費でございます。２連合会負担金となっておりますが、これも含めてでしたね。すいません。失礼しました。その中で、もう１点、リース料の方が、内視鏡更新により４２３万８０００円、主なものとして上げさしてもらっております。以上です。款２医業費、項１医業費、目１医療用消耗品費でございます。および２医薬品衛生材料は合わせて５２３万１０００円となりまして、昨年度と同様の額を計上させていただいております。款４予備費、項１予備費、１予備費、これも昨年度と同様の５２万円となっております。そこで５ページをご覧ください。そうしますと歳出が１総務費が７６７４万３０００円、２医業費が５２３万１０００円、４予備費５２万円となりまして８２４９万４０００円、１２４万円９０００円の増となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第２２号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ１億９０７４万８０００円でございます。歳入歳出予算事項別明細書の方でご説明をさせていただきますので、４ページをお願いいたします。歳入でございます。款１後期高齢者医療保険料で５５６１万３０００円。前年比２５１万１０００円の増額でございます。令和２年度に改定されました後期高齢者医療保険料の均等割額及び所得割率に基づき試算した結果、保険料収入が増加する見込みとなっています。款２使用料および手数料で７０００円。前年度からの増減はありません。こちらは、保険料の滞納に係る督促手数料を見込んでおります。款５繰入金で１億３４３５万円。１６３万７０００円の増額でございます。療養給付費負担金繰入金の増額が主な理由でございます。款７諸収入で７７万８０００円。５万２０００円の減額でございます。こちらは糖尿病性腎症重症化予防事業を広域連合から町が受託することとなっておりますが、その委託料の減額が理由でございます。続きまして５ページをお願いいたします。歳出でございます。款１総務費で５６６万４０００円、４万円の増額でございます。こちらは、職員の人件費分の増額が主な要因でございます。款２後期高齢者医療広域連合納付金で１億８３９４万６０００円、４０５万６０００円の増額でございます。広域連合の負担金算定により増額しておりますが、保険料負担金及び療養給付費市町村負担金の増額が主なもの

でございます。款３諸支出金で１１万円、昨年と同額でございます。保険料還付の際の加算金を計上しております。款４健康診査等事業費で５２万８０００円、昨年と同額でございます。従来から実施しております各種健診、委託料が主なものとなっております。款５予備費は５０万円、前年と同額を計上しております。歳入歳出共に、令和３年度予算額１億９０７４万８０００円で、４０９万６０００円の増額予算を計上させていただきました。以上、議案第２２号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

ここで、午後１時まで休憩をいたします。

（休　憩　午　後　１１時　５９分）
（再　開　午　後　　１時　００分）

●佐竹議長

会議を再開いたします。

次に議案第２３号から議案第３３号までの一般事件案１１件について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第２３号、美郷町ゴールデンユートピアおおちについて、ご説明いたします。施設の名称、美郷町ゴールデンユートピアおおちでございます。所在地は美郷町粕渕５７番地１。管理の方法は、指定管理者制度でございます。選定方法についてですが、指定管理者候補を指名選定した上で、令和３年２月１８日に開催しました指定管理者候補者選定委員会において、応募要件を含め審査を行っております。選定の理由は、施設管理運営において、町民をはじめとする利用者の健康増進を主眼に置きながら、交流人口の増加、地域振興が図れることが見込めるためでございます。指定管理者の候補者には、石見ワイナリー株式会社でございます。指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間でございます。以上で議案第２３号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、上程いただきました議案第２４号、美郷町カヌーの里おおちについて、ご説明を申し上げます。施設の名称は、美郷町カヌーの里おおち、所在地は美郷町亀村５４番地１でございます。管理方法は指定管理者制度でございます。選定方法は、指定管理者候補者を指名選定した上で、令和３年２月１８日に開催いたしました指定管理者候補者選定委員会において、応募要件を含めて審査を行っております。選定の理由は、施設管理運営において、町民をはじめとする利用者の健康増進を主眼に置きながら、カヌー、アウトドアスポーツ活動の普及啓発、町内各施設の連携が図れることが見込めるためでございます。指定管理

者の候補者は、石見ワイナリー株式会社でございます。指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間でございます。以上で、議案第２４号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程になりました議案第２５号について、ご説明いたします。議案第２５号、公の施設の指定管理者の指定について、公の施設の名称共栄集会所、指定管理者の指定を受ける団体の名称共栄自治会、指定の期間令和３年４月１日からでは８年３月３１日まで、以下指定の期間は同じでございます。石見集会所、石見自治会、野井集会所、野井自治会。提案の理由でございますが、いずれの施設も、現在、同指定管理者により管理を行っていただいており、指定管理の満了に伴います再設定でございます。いずれも条件は同じでございます。以上で議案第２５号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●永妻産業振興課長

上程いただきました議案第２６号について、ご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理の指定について、議決を求める議案でございます。議決を求めます施設は、大和農林水産物処理加工場でございます。所在地は、美郷町都賀西３８番地７でございます。この施設の指定管理の期間が、本年３月３１日をもって満了することに伴い、引き続き大和特産加工センター利用組合から指定管理の申請がありましたので、本施設の設置および管理に関する条例第５条の規定に基づき令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間再指定を行うものでございます。大和特産加工センター利用組合は、指定管理を開始してから、今日までの実績がある組合でございますので、再指定を上程するものでございます。以上で議案第２６号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第２７号について、ご説明いたします。この議案は、公の施設の指定管理の指定について、議決を求める議案でございます。議決を求めます施設は、美郷町希少林産物等展示販売施設でございます。所在地は、美郷町長藤２４８番地２及び２３０番地２でございます。この施設の指定管理の期間が、本年３月３１日をもって満了することに伴い、引き続き合同会社だいわもんどから指定管理の申請がありましたので、本施設の設置及び管理に関する条例第５条の規定に基づき、令和３年４月１日から令和６年３月３１日までの３年間再指定を行うものでございます。合同会社だいわもんどによる指定管理は、平成２７年から行われており、現在、２期６年間を経過しております。その間、小売店の開設や産直市を充実させるなど地域に密着した運営をされており再指定を上程するものでございます。以上で議案第２７号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、山くじらブランド推進課長。

●安田山くじらブランド推進課長

上程いただきました議案第２８号について、ご説明申し上げます。議案第２８号、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、次の２つの施設の指定管理の議決を求めるものでございます。議決を求めます施設の１つ目は、公の施設の名称、青杉森林センター、指定管理者の指定を受ける団体の名称、滝原自治会、指定期間令和３年４月１日から令和８年３月３１日まででございます。もう一つの公の施設の名称につきましては、千原コミュニティーセンター、指定管理者の指定を受ける団体の名称は、千原コミュニティーセンター管理運営委員会でございます。指定期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までで、以上の２つの施設の指定管理者の更新でございます。提案の理由でございますが、いずれの施設も現在、同指定管理者により管理を行っていただいており、この度の指定管理満了に伴います指定管理の更新を行うものでございます。以上で、議案第２８号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●添谷建設課長

上程になりました議案第２９号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。君の谷農村塾並びに君の谷農村公園の指定管理者につきましては、これまで君の谷農村塾運営委員会が行っておりましたが、解散となることから君谷連合自治会が新たに引き継がれ、申請となりました。それによる団体の変更でございます。上野農村活性化塾の指定管理者は、これまでと同じく、上野連合自治会でございます。いずれも施設管理の指定期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５カ年でございます。以上が議案第２９号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました議案第３０号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。この議案は、平成２３年４月１日から指定管理を行っておりました施設について、期間満了により美郷町教育集会所を１６施設について、再度指定管理者を定めるものでございます。施設の名称と指定を受ける団体の名称は、一覧表のとおりでございます。指定の期間は令和３年４月１日から令和８年３月３１日までとしております。以上、議案第３０号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、企画推進課長。

●石田企画推進課長

上程いただきました議案第３１号について、ご説明させていただきます。美郷町第２次長期総合計画の基本構想及び基本計画につきましては、まず、庁舎内の総合計画推進本部会議において検討し、その検討結果を民間有識者で構成されました美郷町総合計画審議会にお諮りをしております。ここでの審議を踏まえて提案させていただくものでございます。まず基本構想の方をお願いいたします。１ページをおめくりいただきまして体系図をお願いいたします。こちらは、分野別施策を含めた基本構想の体系図でございます。美郷町の町づくりの理念は、長期にわたり作り出していくべきという考え方であることから、第１次長期総合計画、また、第２次長期総合計画の前期基本計画を継承しつつも、事業の進捗状況が時代の潮流も含めて、基本構想から基本計画に係る体系を組み、実施計画を見直しさせていただいております。体系図の６つの分野別施策ごとに説明させていただきます。初めに、１生活基盤でございます。ここでは、利便性の高い快適な暮らしを実感できる町として６項目を掲げております。次に、２産業雇用でございます。人と地域の個性を活かした産業を創出する町により、４項目で整理をさせていただいております。３教育でございます。美郷町を担う心豊かな人づくりとしてＩＣＴ等の情報活用能力、また、ふるさと教育に重点を置いております。続いて、４健康福祉でございます。８項目の課題に対する考えとして、生涯を通じて、心も体も健康で安心できる町を主眼としております。次に、５住民自治でございます。連帯の絆で支え合うコミュニティの町でございます。持続可能な地域づくりなど、住民自治の充実や定住対策、あるいは行財政のあり方や財政運営バランスを課題とした４項目を掲げております。最後に、６未来創造、美郷町の活力ある未来を作っていくための戦略でございます。美郷バレー構想やバリ島との交流、住民生活の向上を目的とした先進技術の導入など、美郷町の強みとなる施策について、未来創造という名称で、新たに体系立てを入れさせていただいております。こちらにつきましては、以下の４項目を掲げております。次ページ、１ページからは、ご説明申し上げました１から６までの基本構想の政策を体系に沿って、目指すべき方向をまとめたものでございます。内容については、資料をお読み取りいただき、説明は割愛させていただきます。次に、基本計画をお願いいたします。これは基本構想から、各政策分野において、体系立てたものでございます。この政策を具現化するため、実施計画の単位施策を見直しており、個別の実施計画の指標を５年後の目標として掲げ、総合計画審議会の審議も踏まえて、現在最終調整をしております。この基本計画には、各政策分野における現状と課題、実施計画ごとの現段階における展開方針を記載しております。内容つきましては、議事録の方をお読み取りいただき、説明は割愛をさせていただきます。以上、議案第３１号について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程になりました議案第３２号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることに

ついて、ご説明いたします。人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づいて、基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、法務省の委嘱によって全国に置かれることになっています。美郷町では、６名の方がその任に当たっておられ、うちのお２人が令和３年６月３０日をもって任期満了となります。この人権擁護委員の候補者につきましては、議会の意見を聞いて、法務省に推薦することとなっており、このたび推薦に当たって、ご意見を求めるものであります。本議案では、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております君谷地域の花岡惠子さんにつきまして、２期目の推薦をお願いするものでございます。花岡さんは、平成３０年３月議会で推薦の承認をいただき平成３０年７月１日から１期目をお務めいただいているところでございますが、本年６月３０日で任期満了となります。花岡さんは、多年介護福祉に関わる職に従事され、退職後も引き続き介護の現場に携わるなど福祉に関する知識や豊富な経験をお持ちの方です。地域活動にも積極的に参加され、何事にも熱心に取り組んでおられますし、地域の信頼も厚く、人格人望ともに、人権擁護委員としてふさわしい方であります。この花岡惠子さんを適任者として推薦いたしたく、議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。以上で議案第３２号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第３３号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。先ほどの議案第３２号と同様に、人権擁護委員の推薦にあたり、議会に意見を求めるものでございます。趣旨等につきましては、先ほど申し上げたとおりですので省略させていただきます。本議案では、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております浜原地域の兒島和惠さんにつきまして、２期目の推薦をお願いするものでございます。兒島さんにつきましても、先ほどの花岡さんと同様に、平成３０年３月議会で推薦の承認をいただき、平成３０年７月１日から、１期目をお務めいただいているところでございます。こちらも、本年６月３０日が任期満了となります。兒島さんは、人権擁護委員として熱心に務められる傍ら地域活動にも積極的に関わっておられ、地域の信頼も厚く、人格人望ともに人権擁護委員としてふさわしい方であります。この兒島和惠さんを引き続き適任者として推薦いたしたく議員の皆様方のご意見を賜りたく存じます。なお、人権擁護委員の任期は３年でございます。以上で、議案第３３号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

全議案の説明が終わりました。尚、議案に対する質疑は、３日に日程を取りますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、３日水曜日定刻より開きます。

本日はこれを持ちまして散会といたします。

また、この後１３時３０分から、この場におきまして全員協議会を開きますので、よろしくお願いをいたします。

（散　　会　　午　後　　１時　１９分）